

第三子以降算定額 対象者が二人以上の場 合	合		第三 子以 降算 定額 対象 者一 場	第三 子以 降算 定額 対象 者が ない場 合	第三 子以 降算 定額 対象 者一 場
	三歳以上支給対象児童がある場 合	三歳以上支給対象児童がない場 合			
た額 児童の数を乗じた額	額に、支給対象児童の数を乗じた額	次に掲げる額を合算した額	第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数から一を減じた数を乗じた額	第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数から一を減じた数を乗じた額	第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数から二を減じた数を乗じた額
た額 児童の数を乗じた額	額に、支給対象児童の数を乗じた額	次に掲げる額を合算した額	第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数から一を減じた数を乗じた額	第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数から一を減じた数を乗じた額	第三子以降算定額に、三歳未満支給対象児童の数を乗じた額

3

八 三歳以上施設入所等児童 次条第二項の認定に係る三歳以上の施設入所等児童（月の初日に生まれた施設入所等児童）については、出生の日から三年を経過したもの）をいう。
九 三歳未満施設入所等児童 次条第二項の認定に係る三歳未満の施設入所等児童（月の初日に生まれた施設入所等児童）については、出生の日から三年を経過しないもの）をいう。
第一項の「三歳未満児童算定額」は一万五千円とし、「三歳以上児童算定額」は一万円とし、「第三子以降算定額」は三万円とする。

三 支給対象児童 次条第一項の認定に係る支給要件児童をいう。

四 三歳以上支給対象児童 三歳以上の支給対象児童（月の初日に生まれた支給対象児童にあつては、出生の日から三年を経過したもの）をいう。

五 三歳未満支給対象児童 三歳未満の支給対象児童（月の初日に生まれた支給対象児童にあつては、出生の日から三年を経過しないもの）をいう。

六 法人受給資格者 一般受給資格者（第四条第一項第一号に該当する者に限る。）のうち、未成年後見人であり、かつ、法人であるものをいう。

七 施設等受給資格者 次条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。

二 一 個人受給資格者 次条第一項に規定する一般受給資格者（第六号において「一般受給資格者」という。）のうち、法人受給資格者以外のものをいう。

二 第三子以降算定額算定対象者 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（児童及び延長者等（児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者及びこれに類する者として内閣府令で定めるものをいへば、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。）を除く。）のうち、個人受給資格者によつて監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行はれてゐる者として内閣府令で定めるものであつて、日本国籍内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内外に住所を有しないものをいう。

(支給及び支払)

三 二 里親 当該里親の住所地の市町村長
所施設等の所在地の市町村長 前二項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあつては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前二項と同じとする。

児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならぬ。

一 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者 児童自立生活援助を行う場所又は小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

(認定) 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めることにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合においては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の市町村長に受け付けなければならない。

じた額と、三歳未満児童算定額に三歳未満施設入所児童の数を乗じた額を合算した額。この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができない場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 児童手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十一月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。

(未支払の児童手当)

第十二条 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児

童手当（その者が監護していた児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つ

(公務員に関する特例)

<p>童手当（その者が監護していた児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、当該児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>施設入所等児童が第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行つていた施設等受給資格者、当該施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当（当該施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、当該施設入所等児童があつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。</p> <p>前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。</p>	<p>(支払の調整)</p>	<p>(第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>	<p>(不正利得の徴収)</p>
<p>(第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができる。</p>	<p>(受給権の保護)</p>	<p>前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、公課税及び地方税に次ぐものとする。</p>	<p>(公課の禁止)</p>
<p>(第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができる。</p>	<p>(児童手当に要する費用の負担)</p>	<p>前項の規定による徴収金の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>	<p>租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。</p>
<p>(第十六条 児童手当に要する費用の負担)</p>	<p>前項の規定による徴収金の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>	<p>前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、公課税及び地方税に次ぐものとする。</p>	<p>（公課の禁止）</p>
<p>(第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年の後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p>	<p>(第十八条 被用者（子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者が保険料を負担し、</p>	<p>第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。</p>	<p>（児童手当に要する費用の負担）</p>

又は納付する義務を負う被保険者であつて公務員でない者をいう。以下同じ。)に対する三歳

者である場合にあつては、施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。) 当該市町村は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用(市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。)を負担する。

第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の七月までの間(第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、その年の八月から翌年の七月までの間)は、当該認定の請求をした際(第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、六月一日)における被用者又は被用者等でない者の区分による。

(国から市町村に対する交付)

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者の三歳未満児童手当に係る部分に充當させるため、当該費用の全額に相当する額を交付する。この場合において、政府が交付する交付金のうち、その五分の二に相当する額は子ども・子育て支援法第六十九条第一項に規定する拠出金を、その五分の三に相当する額は同法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)を原資とする。

政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち被用者等でない者の三歳未満児童手当に係る部分に充當させるため、その十五分の十三に相当する額を交付する。この場合において、政府が交付する交付金のうち、当該費用の十五分の四に相当する額は国庫が負担し、当該費用の五分の三に相当する額は子ども・子育て支援納付金を原資とする。

第二十一条

第 2 章

章 雜則
當に係る寄附
受給資格者が
な成長を支援
手当を支給する
支払を受けける
より、当該申
該寄附を受け
受けるべき申
該部分を、当該
ができる。
は、前項の規
会を担う児童
使用しなけれ
格者の申出に
市町村長は、
を受ける前に
、当該児童
市町村は、内
市町村に寄
付金を支給す
て、学校給付
給食法（昭和
一条第二項に
て、「学校給
に伴つて必要
に限る。」
内閣府令で定
費用（同法第
福祉法第五十
のものに限る。

第四章 雜則

四に相当する額は国庫負担分の一に相当する額を原資とする。
第十九条の二 都道府県
村長が第八条第一項の手当の支給に要する費者の三歳未満児童手当に相当する額を負担し、当該費用に充当する。
都道府県は、市町村

は、受給資格者が、児童

手

組も五り用の次十部ご字 収す、受寄者にさーる児格重 す対にい組八 す対一い重町 付三

きもの内閣府令者に児童費用を徴収するに当該給食費、第七項各ものとし給資格者に充て定めると當該申出有する者前項の受給資格係る部分す。

第二十二条 第二項の号又は第三項の場合又は場合又はの規定にすること、第七項にて適用する資格者が収する費用に係るも又は同法定により合には、義務者又保育料(同法第五条に限る)第七項のり処分す。同一市町村の項において同一市町村の項における費用を徴収するに当該給食費、第七項各ものとし給資格者に充て定めると當該申出有する者前項の受給資格係る部分す。

第	第	第	第	3	2	第	2	第
2	2	2	2	十六条	十六条	第七項	とみな	の支 付

給資格者
法によつて
係る特別徵
の額その他
め特別徵收
内閣府令で
に係る障害
所等児童に
で定めると
この場合に
から児童自
資格者に委
に係る障害
等児童が児
給資格者に委
のとみなす
児童手当
一項の規定
れらを行使
したときは
規定による
時効の完成
請求とみな
余第一項の
當の支給に
算) この法律
る期間の計
法律第八十
法律第八十
る。 削除

二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十二年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

される事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（施行期日）抄
第一〇五号

（施行期日）抄
第一号
（昭和二〇年二月二日法律第
一〇七号）

第一多
施行する。
附 則（昭和六〇年一二月二七日法律第
一〇八号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九
三号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第二十条 施行日の前日において、日本国有鉄道の總裁又はその委任を受けた者から第百五十五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項

(同法附則第六条第一項において準用する場合を含む。) 第六条第一項において同じ。)の規定による忍定を受けている者が、施行日から起算して

童手当は同法附則第六条第一項の給付（支給）
この条において「特例給付」という。この
要件に該当することは、そつと付する児童手

要件は該当するときにはその者は処罰の児童等に又は第百四条の規定による改正後は施行日においては特別例給付の支給に関する改正後の児童手当法第百一項の規定による

第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、認定があつたものとみなしに重きを附す。

なされた児童手当又は特別給付の支給は 同法第八条第二項(同法附則)第六条第二項において準用する場合を含む。の規定にかかるわらず、

昭和六十一年四月から始める
(罰則の適用に関する経過措置)
第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることと

満たない児童の数を乗じて得た額（当該支給要件児童のすべてが五歳に満たない児童である場合は、一円万円に当該五歳に満たない児童の数より一を減じた数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とし、当該支給要件児童のうちに五歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から五年を経過した児童と

する。)が一人いる場合は、一円万円に当該支給額を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とする。」とする。
(児童手当の額に関する経過措置)
第三条
平成三年十二月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

する」が一人いる場合は「一万円に当該支給要件児童のうち五歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とする。」とする。

(認定の請求等に関する経過措置)
第四条 平成四年一月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当について新法第七条第一項（新法第十七条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定の請求の手続をとることができ。前項の手続をとつた者が、平成四年一月一日において、児童手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当の支給は、丘

い児童とする。以下同じ。」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた児童」と、同号で中「三歳に満たない児童」とあるのは「四歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から四年を経過しない児童とする。以下同じ。）」と、所定第六条第一項第一号

2 前項の手続をとつた者が、平成四年一月一日において、児童手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八条第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 平成四年一月一日において現に児童手当の支給要件に該当している者（平成三年十二月三十一日において改正前の児童手当法第四条に規定

る「同じく」と新潟第一号第一回第一号中「三歳に満たない」とあるのは「平成三年一月一日以後に生まれた」と、同項第二号中「三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）がいる場合」とあるのは「平

成三年一月一日以前に生まれた児童がいる場合
(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月二
日以前に生まれた児童である場合を含む。)

と、「三歳以上の児童が一人」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が一人」と、三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

から」とあるのは「平成三年一月一日以後に生まれた児童の数を乗じて得た額から」と、「三歳以上の児童が二人以上いる場合」とあるのは

「平成三年一月一日以前に生まれた児童が二人以上いる場合」(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた場合)

成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。」と、「のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額」とあるのは「のうち四歳に

満たない児童の数を乗じて得た額（当該支給要件児童のすべてが四歳に満たない児童である場合、一万円に当該四歳に満たない児童の数よ

り一を減じた数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とし、当該支給要件児童のうちに四歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から四年を経過した児童と

四、第一百三十条第四項及び第一百三十条の二の改正規定、同法第一百三十六条の三の改正規定及び同条を第一百三十六条の四とする改正規定定、同法第一百三十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第一百四十条第八項の改正規定（前条第六項）を「前条第七項」に改める部分に限る。）並びに同法第一百四十一条、第一百五十九条第五項、第一百五十九条の二、第一百六十四条第三項及び第一百七十六条の改正規定に限る。）並びに同法第一百二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条、第三十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日

二及び三 略

四 第六条（厚生年金保険法第四十六条第一項及び第二項の改正規定、同法附則第十一条から第十二条の三までの改正規定並びに同法附則第十三条の六の改正規定を除く。）、第九条、第十二条、第十五条、第十七条、第二十条及び二十二年五月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。ただし、次条（第三項を除く。）及び

附 則 （平成二二年五月二六日法律第八四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。ただし、次条（第三項を除く。）及び

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは、「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは、「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは、「新児童手当法附則第七条第一項第一号イ」と、同条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは、「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは、「附則第八条第一項」と読み替えるものとする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

並びに第三十六条の規定、附則第六十三条から
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の
改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第
二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及
び第七十五条の規定 公布の日

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下同じ。）の
施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地
方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以
下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定

限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。
(罰則に関する経過措置)
第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方にについて、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(認定等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六条（同法第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認定を受けた者は、(略)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成二年七月一日法律第六五号) 抄
か、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁（施行期日）

前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三百九十二条　附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対しされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保

附 則（平成二二年三月三一日法律第一
九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

〇七号）抄

附則（平成十九年三月一日法律第二号）抄
第一条（施行期日）この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
第二条（児童手当等の額に関する経過措置）平成十九年三月以前の月分の児童手当及び児童手当法附則第六条第一項の給付の額については、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則（平成二十四年三月三一日法律第二
四号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
施行序長官等に対し報告、届出、提出その他の手
続をしなければならないとされている事項で、
施行日前にその手続がされていないものについ
ては、法令に別段の定めがあるもののほか、こ
の法律の施行後は、これを、この法律の施行後
の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し
て、報告、届出、提出その他の手続をしなけれ
ばならないとされた事項についてその手續がさ

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号)
抄
(施行期日)

4 れていなものとみなして、この法律の施行後
の法令の規定を適用する。
なお従前の例によることとする法令の規定に
当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三十八条の規定 公布の日
二 第二条の規定及び附則第十三条から第十七

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条

より、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に對してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権利までの規定 平成二十四年六月一日
第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「加入者、組合員又は団体組

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第六十条の規定 公布の日
(調整規定)

第一百二十九条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

七条の規定 平成二十八年十月一日
（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月一二日法律第二十
三号） 抄

（施行期日）

五 第三条中厚生年金保険法第十二条は、第一号に規定する事項に加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健保法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第三十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第八条第十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条、第六十条及び第六十一条までの規定

附則（平成二四年八月二二日法律第十一

定史石

七条の規定 平成二十八年十月一日
（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定む。

五 第三条中厚生年金保険法第十二条は、第一号に規定する事項に加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健保法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第三十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第八条第十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条、第六十条及び第六十一条までの規定

施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附 則（平成一四年一月二六日法律第
九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年五月三一日法律第二
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年六月二六日法律第六
三号）抄

（施行期日）

(その他の経過措置の政令への委任)
第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第六
七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

金の計算の基礎となる同表の中欄に
を「で
あつて
公務員
でない
者」に
改める。
掲げる額及び同表の下欄に掲げる
額を「厚生年金保険法に基づく保
険料の計算の基礎となる標準報酬月
額及び標準賞与額」に改め、「国
家公務員共済組合法第四十二条第十
一項に規定する産前産後休業、地方
公務員等共済組合法第八十四条の二
第二項第五号に規定する産前産後休
業若しくは私立学校教職員共済法第
二十二条第十一項に規定する産前産
後休業」を削り、「同表の上欄に掲
げる法律」を「厚生年金保険法」に
「行わず、又は掛金を免除し、若
しくは徴収しない」を「行わない」
に改め、同表の上欄に掲

附錄立成四年八月二日法術第十一

附則(平成二十四年六月二日法律第六)

員にていにる。金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「國家公務員共済組合法第四十二条第一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前に

行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)

(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

他の行為を経た後いかにいふ訴え提起^二したこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四
七号）抄

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為

定、同法第一百一十五条第四項及び第一百二十七条第四項の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第一百八十五条第一項の改正規定、同法第一百八十六条第一項第一号及びロ並びに第二項第一号の改正規定、同法第一百八十七条の改正規定、同法第一百九十条第二号の改正規定、同法第一百九十四条の改正規定、同法第一百九十五条の改正規定、同法第一百九十五条の二（見出しを含む）の改正規定、同法第一百九十八条第六項の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第一百二十二条及び第一百二十三条の規定（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

三百二十三条
前条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、令和元年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第一百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月二日法律第四五号）
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第百三十三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（支給機関）を第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五付金」）の項の進学準備給付金を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定、公布の日

附 則（令和三年五月二八日法律第五〇）	
（施行期日）	号）抄
第一条	この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略	二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定
（検討）	一定 令和四年六月一日
附 則（令和四年五月二五日法律第五二）	（施行期日）
第一条	この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十一条の規定	（政令への委任）
（政令への委任）	（施行期日）
第三十八条	この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第一条	この法律は、令和六年四月一日から施行する。
附 則（令和四年六月一七日法律第六八）	（施行期日）

<p>第一条 この法律は、令和五年五月八日法律第一九号（令和五年五月八日法律第四七号）抄（施行期日）する。</p> <p>第二条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄（施行期日）</p>	<p>この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定（公布の日）</p> <p>二 第四十六条の規定（施行の日）</p> <p>三 この法律の施行の際現に旧児童手当法準用第七条第一項の認定を受けている者は、この法律の施行の際現に旧児童手当法準用第七条第一項の認定を受けたものとみなす。</p>
--	---

<p>第三条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定（第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則）</p> <p>二 第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定（この法律の公布の日（児童手当法の一部改正に伴う経過措置））</p> <p>（児童手当法の一部改正による改正後の児童手当法（以下この条において「新児童手当法」という。）の規定は、令和六年十月以降の月分の児童手当の支給について適用し、同年九月以前の月分の児童手当及び第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下この条において「旧児童手当法」という。）の規定は、令和六年十月以降の月分の児童手当の支給については、なお従前の例による。</p>	<p>この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定（第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則）</p> <p>二 第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定（この法律の公布の日（児童手当法の一部改正に伴う経過措置））</p> <p>（児童手当法の一部改正による改正後の児童手当法（以下この条において「新児童手当法」という。）の規定は、令和六年十月以降の月分の児童手当の支給について適用し、同年九月以前の月分の児童手当及び第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下この条において「旧児童手当法」という。）の規定は、令和六年十月以降の月分の児童手当の支給については、なお従前の例による。</p>
--	---

<p>第四十五条 この法律（附則第一号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>	<p>この法律（附則第一号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を用途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
--	---